

土木工事施工管理基準（R1.11）の改正概要

1 基本事項

農林水産省農村振興局の平成 31 年 3 月版「土木工事施工管理基準」及び山形県県土整備部の平成 31 年 4 月版「土木工事施工管理基準」に準拠し、土木工事施工管理基準を一部改正するものである。

2 主な改正内容

(1) 品質管理基準（コンクリートの施工）単位水量測定 of 規格値の説明文追記、訂正
別表第 3 品質管理基準 コンクリート (2) 施工の試験項目：単位水量測定 of 規格値の説明文において、次のとおり改正する。

追記) なお、「15kg/m³ 以内で安定するまで」とは、2 回連続して 15kg/m³ 以内の値を観測することをいう。

訂正) (現行) その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³ 以内になることを確認する。さらに、配合設計±15kg/m³ 以内で安定するまで、運搬車の 3 台毎に 1 回、単位水量測定を行う。

(改定後) その後の配合設計±15kg/m³ になるまで全運搬車の測定を行う。

(2) 施工管理記録様式の掲載とりやめ

別表第 4 施工管理記録様式の（コンクリート関係、土質関係、アスファルト関係）様式については、土木工事施工管理基準への掲載を取りやめる。

(3) 電子化写真データの作成要領（案）の更新

「電子化写真データの作成要領（案）」が平成 31 年 3 月に改正されたため、改正版の要領を掲載している。

(4) その他、語句等の修正